

補助金申請の手引き（取扱要領）

	申請者	設置業者	市（上下水道課）
仮申請	<p>補助金仮申請書</p> <p>※記入漏れ、押印漏れ等にご注意ください。</p>	<p>提出</p> <p>※申請は設置業者に委任することができます。</p>	<p>受付</p> <p>※申請多数の場合、抽選します。</p>
	<p>本申請提出のお願い</p> <p>※申請者本人に郵送します。</p>	<p>送付</p>	<p>本申請対象者決定</p>
本申請	<p>補助金本申請書</p> <p>※必要書類を全て添付してください。記入漏れ、押印漏れ等にご注意ください。</p> <p>※書類不備等により再度提出していただく場合があります。</p>	<p>提出</p> <p>※申請は設置業者に委任することができます。</p>	<p>受付</p> <p>現地確認（着工前検査）</p> <p>審査</p>
	<p>補助金交付決定通知</p> <p>※申請者本人に郵送します。</p>	<p>送付</p>	<p>交付決定</p>
工事着手	<p>着手届</p> <p>※必ず補助金交付決定日以降に着手してください。</p>	<p>提出</p> <p>設置工事着手</p>	<p>收受</p>
	<p>浄化槽使用開始</p> <p>※使用開始報告</p> <p>完了届</p>	<p>※工程写真を漏れのないよう撮影してください。</p> <p>設置工事完了</p> <p>提出</p>	<p>收受</p>
完了検査	<p>立会</p> <p>※必要に応じて現地確認の際に立会いを求めます。</p> <p>※検査の結果が不適正であった場合は速やかに改善してください。</p>		<p>現地確認（完了検査）</p> <p>審査</p>
	<p>補助金交付額確定通知</p>	<p>送付</p>	<p>交付額の確定</p>
請求	<p>請求書</p>	<p>提出</p>	<p>收受</p>
交付	<p>受領</p>	<p>交付</p>	<p>補助金交付</p>

※補助金申請時の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書に必要書類を添えて提出してください。

補助金額と基数

○補助上限金額

人 槽	本体設置費補助	上乗せ補助		既存便槽撤去費補助		宅内配管 工事費補助
		公共下水道 計画区域	浄化槽設置 整備区域	単独浄化槽	くみ取り便槽	
5人槽	332,000円	本体設置費に 10万円 上乗せ	本体設置費に 20万円 上乗せ	120,000円	90,000円	300,000円
7人槽	414,000円					
10人槽	548,000円					

※補助金額は上限額です。浄化槽設置に係る経費(浄化槽本体及び工事費のみ対象)が補助上限額を下回る場合は、実際にかかる経費分が補助額となります。

※上乗せ補助は、本体設置費補助額に対して上乗せして補助を行うものです。対象区域についての確認は、お問い合わせください。

※補助対象は浄化槽本体費及び本体設置工事費、既存便槽の撤去、流入・放流管が対象です。(浴槽・便器などの宅内設備等の浄化槽設置に関係のない工事費は対象外です)

※浄化槽の人槽算定については、住宅の延べ床面積によって算定されますが、実際の居住人数や水道使用量等の使用状況を勘案して増減することもできます。詳しくは浄化槽設備士へご相談下さい。

(ただし、補助金額については、人槽増の場合は住居の延べ床面積で算定、人槽減の場合は実際に設置した人槽で算定しますのでご注意ください。また、使用状況の大幅な変化により浄化槽の浄化能力が低下し放流する水質が悪化することがある場合は設置替えを指導する場合があります)

補助金の対象

○対象区域 公共下水道認可区域及び農業集落排水区域を除く宇佐市全域

※柳ヶ浦の一部地域は対象とならない可能性があります。事前にご確認ください。

○対象浄化槽 以下のすべてを満たす浄化槽

①今年度、対象区域内の個人専用住宅又は店舗等併用住宅(小規模店舗等を併設した住宅で、居住部分が延べ床面積の2分の1以上)に単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換設置するもの。

②国が定める性能要件を満たす環境配慮型浄化槽

③市税の滞納がない者が設置するもの。

※併用住宅については、居住部分の延べ床面積に応じて補助金額を算定します。

※補助金交付決定前に設置工事に着手、完成している浄化槽は対象外です。

※国又は地方公共団体による公共事業の補償を受けて設置する浄化槽は対象外です。

※住宅を販売又は賃貸目的での設置や事業用の住宅は対象外です。

※住宅を借りている方は、賃貸人の承諾書の添付が必要です。

※申請者が居住しない住宅は対象外です。

事業完了届の提出期限

○補助金交付決定日(補助金交付決定通知書に記載)から令和8年3月16日(月)まで。

※本補助事業の完成は、浄化槽の使用開始が原則です。浄化槽使用開始報告書の提出が確認できない場合は完成と認められません。建築工事の都合上、使用開始できない場合は市までご相談ください